平成２１年（フ）第１４０号
堺市中区福田454番地８
債務者　樫詰　久美
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２８６号
大阪府柏原市法善寺３丁目474番地　雇用促進住宅３―108
債務者　青木　　誠
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４２９号
堺市美原区南余部263番地12
債務者　生村　直美
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５０４号
大阪府松原市松ケ丘４丁目15番２―606号
債務者　瓜生　　香
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５１８号
大阪府河内長野市木戸１丁目30番５　小澤マンション202号、前住所大阪府大阪狭山市東池尻５丁目1480番地の21
債務者　宮村　功二
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５７３号
堺市北区中百舌鳥町５丁742番地、前住所堺市南区鴨谷台３丁３番２―412号
債務者　細井　政則
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５７４号
堺市北区中百舌鳥町５丁742番地、前住所堺市南区鴨谷台３丁３番２―412号
債務者　細井　妙子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５７９号
堺市北区新金岡町１丁７番21―402号
債務者　村上亜希子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５８２号
大阪府柏原市片山町１番22号
債務者　門永　純子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５９５号
堺市西区鳳中町９丁９番地24　湯川マンション鳳301号
債務者　金崎のり子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６０４号
堺市西区草部151番地19
債務者　大眉勢津子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６１６号
堺市堺区少林寺町西３丁２番22号
債務者　中村　千春
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４６４号
香川県高松市東ハゼ町905番地11　野崎ビル201号、住民票上の住所香川県高松市紙町450番地３
債務者　井本　泰子（旧姓金黒）
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前11時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５０７号
香川県高松市国分寺町新居1828番地甲
債務者　細谷　俊一
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２０１号
福島県大沼郡会津美里町福重岡字八重松前92番地
債務者　佐藤　由子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２０２号
福島県大沼郡会津美里町福重岡字八重松前92番地
債務者　佐藤タケヨ
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第６７４号
神奈川県小田原市東町２丁目１番５号
債務者　平野　　貞
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部